

令和6年度山陽小野田市 空き家バンク 利活用改修補助金

最大100万円

空き家の利活用の促進及び住環境の向上を図ることを目的に、空き家バンク登録物件の改修費用の一部を補助します。

登録物件は、**全国版空き家・空き地バンク**で検索 → ●アットホーム(株) ●(株)ライフ



対象 空き家

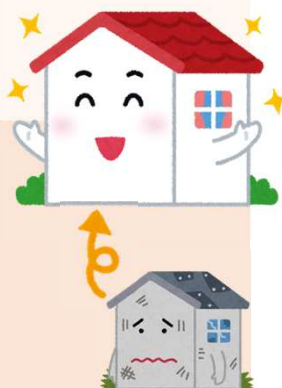
以下の要件全てを満たす空き家

- 空き家バンクに登録されている物件又は登録されていた物件
- 年間を通して使用実績のない常時無人な状態で2分の1以上が居住用のもの
- 建築年数が10年以上経過しているもの
- 土砂災害特別警戒区域外にあるもの

補助金 交付 対象者

対象空き家を購入又は賃貸借する契約を締結した個人で以下の要件全てを満たすこと。

- 契約を締結した日から1年を経過していないこと。
- 3親等以内の親族との売買又は賃貸借契約ではないこと。
- 改修工事後、完了報告書の提出までに改修後の対象空き家に居住する世帯の全員が、山陽小野田市に住民登録をし、その世帯の全員又は一部が3年以上居住すること。
- 市税滞納がなく、暴力団員又は暴力団員と密接な関係ではないこと。



補助対象 事業

居住用として、建物の性能の維持及び向上に係る改修を市内の施工業者に依頼して行う工事。ただし、次の工事を除く。

- 対象外**
- 10万円未満の工事
 - 別棟の車庫、倉庫等の改修
 - 補助金交付決定前に着手した工事
 - 移動、取り外しが可能な機器等の購入
 - 改修工事費用以外の費用
 - 他の制度等に基づく補助金の交付対象となるもの など

補助 金額

空き家に入居する世帯の状況		補助率	補助金上限額
空き家に入居する世帯が市外から転入する場合	15歳未満の者がいる世帯	1/2	100万円
	上記以外の世帯	1/2	50万円
空き家に入居する世帯が市内に転居する場合	15歳未満の者がいる世帯	1/3	50万円
	上記以外の世帯	1/3	25万円

※年齢は、申請年度の4月1日時点 ※1,000円未満切り捨て

申請

申請受付期間：令和6年4月1日～令和6年12月13日

- 申請書類受付先着順
- 予算額(150万円)に到達した場合、申請受付を終了
- 申請方法、申請に必要な書類など詳細は、お問い合わせください。

申請・問合せ先

山陽小野田市 市民部 生活安全課 空き家対策室

☎0836-82-1133 / 〒756-8601山陽小野田市日の出1-1-1



空き家バンク利活用改修補助金 申請から補助金交付までの流れ

